

平成25年度
寒川町国民健康保険運営協議会（第1回）会議次第

日時：平成25年5月30日（木）

午後1時00分から

場所：議会第1会議室（3F）

1. 開会

2. 委嘱状の交付

3. 町長挨拶

4. 議題

（1）会長副会長の選出について・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料 1

（2）国民健康保険事業の概要について・・・・・・・・・・・・ 資料 2

（3）国民健康保険料算定（案）について・・・・・・・・・・・・ 資料 3

5. その他

6. 閉会

資料 1

会長副会長の選出について

関係法令等

○ 国民健康保険法（抜粋）

第二章 市町村

（国民健康保険運営協議会）

第十一条 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。

2 前項に規定するもののほか、国民健康保険運営協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

○ 国民健康保険法施行令（抜粋）

第一章 市町村

（国民健康保険運営協議会の組織）

第三条 国民健康保険運営協議会（第五条第一項及び附則第一条の二において「協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

2 委員の定数は、条例で定める。

（委員の任期）

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第五条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

○ 寒川町国民健康保険条例（抜粋）

第二章 国民健康保険運営協議会

（国民健康保険運営協議会の委員の定数）

第二条 国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 3人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人
- (3) 公益を代表する委員 3人

○ 寒川町国民健康保険運営協議会規則

平成4年3月26日 規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、寒川町国民健康保険条例(昭和34年寒川町条例第8号。以下「条例」という。)第3条の規定による寒川町国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の委嘱)

第2条 町長は、次に掲げる者を委員として委嘱する。

- (1) 条例第2条第1号の委員 公募による町民又は自治会長連絡協議会から推選された者。
- (2) 条例第2条第2号の委員 町内の医師、歯科医師又は薬剤師から推選された者。
- (3) 条例第2条第3号の委員 寒川町議会議員の中から議会において推選された者。

(会長及び副会長)

第3条 協議会には、会長及び副会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから委員がこれを選挙する。

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

(書記)

第5条 協議会に書記を置き、福祉部保険年金課の職員をもつて充てる。

(平12規則5・平19規則9・平25規則2・一部改正)

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

(議事の決定)

第7条 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議録)

第8条 協議会の重要な審議事項については、会議録を作成するほか、町長に報告するものとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮つて定める。

附 則

1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

2 寒川町国民健康保険運営協議会規則(昭和34年寒川町規則第2号)は、廃止する。

附 則(平成12年3月27日規則第5号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 29 日規則第 9 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 4 月 1 日規則第 2 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

○寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(抜粋)

(報酬額)

第 2 条 非常勤職員の報酬の額は、別表第 1 のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、支給区分及び報酬額を日額 8,700 円と定める職であって、1 日の勤務時間が 4 時間以内の場合には、その報酬額を 5,000 円とする。ただし、当該職にある者が、弁護士、医師、大学教授その他町長が認める者である場合にはこの限りでない。

(平 25 条例 6・一部改正)

別表第 1(第 2 条関係)

番号	職名	支給区分	報酬額
10	国民健康保険運営協議会委員	日額	8,700 円

国民健康保険事業の概要について

寒川町国民健康保険事業概要

1. 国民健康保険加入状況

区分 年度	全 町				国 保				国保加入率			
	世帯数		人口		世帯数		被保険者数		世帯数		被保険者数	
	(世帯)	前年度比較(%)	(人)	前年度比較	(世帯)	前年度比較(%)	(人)	前年度比較(%)	(%)	前年度比較(%)	(%)	前年度比較(%)
20	18,806	1.23	47,524	0.29	7,855	△ 13.93	14,796	△ 15.07	41.77	△ 14.98	31.13	△ 15.31
21	18,963	0.83	47,581	0.12	7,854	△ 0.01	14,775	△ 0.14	41.42	△ 0.84	31.05	△ 0.26
22	19,117	0.81	47,429	△ 0.32	7,846	△ 0.10	14,499	△ 1.87	41.04	△ 0.91	30.57	△ 1.55
23	19,328	1.10	47,418	△ 0.02	7,911	0.83	14,479	△ 0.14	40.93	△ 0.27	30.53	△ 0.11
24	19,787	2.37	47,945	1.11	8,013	1.29	14,498	0.13	40.50	△ 1.06	30.24	△ 0.97

注) 数は年度末、全町は住民基本台帳による。

2. 被保険者増の内訳

区分 年度	転入		社保離脱		生保廃止		出生		その他		計	
	(人)	構成比(%)	(人)	構成比(%)	(人)	構成比(%)	(人)	構成比(%)	(人)	構成比(%)	(人)	前年度比較(%)
20	586	21.50	1,742	63.90	24	0.88	94	3.45	280	10.27	2,726	2.25
21	619	22.82	1,786	65.83	28	1.03	86	3.17	194	7.15	2,713	△ 0.48
22	504	19.71	1,782	69.69	34	1.33	78	3.05	159	6.22	2,557	△ 5.75
23	533	20.60	1,808	69.86	43	1.66	68	2.63	136	5.26	2,588	1.21
24	617	23.10	1,794	67.17	45	1.68	60	2.25	155	5.80	2,671	3.21

3. 被保険者減の内訳

区分 年度	転出		社保加入		生保開始		死亡		後期高齢者加入		その他		計	
	(人)	構成比(%)	(人)	構成比(%)	(人)	構成比(%)	(人)	構成比(%)	(人)	構成比(%)	(人)	構成比(%)	(人)	前年度比較(%)
20	506	9.46	1,347	25.17	87	1.63	81	1.51	2,969	55.48	361	6.75	5,351	68.85
21	566	20.72	1,249	45.72	101	3.70	115	4.21	368	13.47	333	12.19	2,732	△ 48.94
22	524	18.49	1,462	51.59	123	4.34	96	3.39	377	13.30	252	8.89	2,834	3.73
23	512	19.66	1,319	50.65	77	2.96	97	3.73	390	14.98	209	8.03	2,604	△ 8.12
24	487	18.37	1,305	49.23	78	2.94	91	3.43	421	15.88	269	10.15	2,651	1.80

4.異動届書件数

区分 年度	取得届		喪失届		氏名変更届		住所変更届		世帯主変更届		計	
	(件)	構成比 (%)	(件)	構成比 (%)	(件)	構成比 (%)	(件)	構成比 (%)	(件)	構成比 (%)	(件)	前年度 比較(%)
20	1,984	47.69	1,816	43.65	107	2.57	184	4.42	69	1.66	4,160	△ 13.21
21	1,954	43.76	2,164	48.47	107	2.40	182	4.08	58	1.30	4,465	7.33
22	1,824	42.70	2,129	49.84	163	3.82	100	2.34	56	1.31	4,272	△ 4.32
23	1,852	42.73	2,101	48.48	169	3.90	143	3.30	69	1.59	4,334	1.45
24	1,911	43.74	2,097	48.00	132	3.02	159	3.64	70	1.60	4,369	0.81

5.保険料(現年分)の推移

区分 年度	調定額(円)	年度平均世帯 数(世帯)	1世帯当りの 調定額(円)	年度平均被保 険者数(人)	1人当りの 調定額(円)	1人当りの 収納額(円)	収納率(%)
19	1,762,530,560	9,180	191,997	17,608	100,098	91,171	91.08
20	1,571,088,800	7,956	197,472	14,751	106,507	96,246	90.37
21	1,682,764,690	7,934	212,095	14,964	112,454	100,637	89.49
22	1,559,699,070	7,897	197,505	14,747	105,764	95,858	90.63
23	1,537,186,580	7,939	193,625	14,627	105,092	96,914	92.22

注)還付未済は調整済

6. 保険料率及び賦課限度額の推移

医療分

(単位:円)

年度	所得割	資産割	均等割	平等割	賦課限度額
平成20年度	5.31%	18.37%	20,630	17,060	470,000
平成21年度	5.89%	20.79%	22,210	18,520	470,000
平成22年度	6.07%	19.52%	21,770	17,940	500,000
平成23年度	6.06%	19.00%	21,500	17,500	510,000
平成24年度	6.30%	19.20%	21,600	17,200	510,000

支援分

(単位:円)

年度	所得割	資産割	均等割	平等割	賦課限度額
平成21年度	2.20%	8.33%	7,580	6,320	120,000
平成22年度	1.98%	6.61%	6,800	5,610	130,000
平成23年度	2.00%	6.40%	7,000	5,700	140,000
平成24年度	2.20%	7.20%	7,400	5,800	140,000

介護分

(単位:円)

年度	所得割	資産割	均等割	平等割	賦課限度額
平成20年度	1.46%	5.97%	7,150	4,020	90,000
平成21年度	1.20%	4.72%	6,090	3,380	100,000
平成22年度	1.70%	6.35%	7,480	4,150	100,000
平成23年度	1.60%	5.20%	7,100	3,900	120,000
平成24年度	1.80%	5.60%	7,600	4,000	120,000

7. 財政調整基金の状況(昭和39年4月1日設置)

(単位:円)

年月日	積立額	取崩額	現在高
14. 5. 31	22,545,294		50,144,705
15. 5. 31	41,986,677		92,131,382
15. 12. 5		50,000,000	42,131,382
16. 5. 31	643		42,132,025
17. 3. 18		40,000,000	2,132,025
17. 5. 31	397		2,132,422
17. 9. 27	30,000,000		32,132,422
18. 5. 31	151		32,132,573
19. 5. 31	18,950		32,151,523
20. 3. 10		20,000,000	12,151,523
20. 5. 30	63,411		12,214,934
21. 5. 30	23,281		12,238,215
22. 5. 31	47,932		12,286,147
22. 9. 15	100,439,000		112,725,147
23. 5. 31	28,413		112,753,560
23. 6. 22		76,000,000	36,753,560
23. 10. 31	151,479,000		188,232,560
24. 5. 31	53,965		188,286,525
24. 6. 20		47,500,000	140,786,525
25. 2. 28	107,549,430		248,335,955
25. 3. 11	24,091		248,360,046
25. 3. 13		13,870,587	234,489,459

8.平成23年度決算県内比較

順位	保険料		一般会計その他繰入金			
	現年度分収納率 (%)		構成比(%)		一人当たり(円)	
1	山北町	95.67	座間市	10.55	座間市	37,588
2	中井町	95.01	開成町	7.23	大磯町	28,652
3	開成町	94.26	愛川町	7.23	開成町	28,275
4	清川村	94.20	大磯町	7.17	愛川町	27,264
5	逗子市	94.13	相模原市	6.94	相模原市	23,764
6	松田町	93.28	厚木市	6.31	厚木市	22,226
7	大磯町	92.85	大和市	6.17	大和市	21,618
8	大井町	92.23	川崎市	5.92	川崎市	20,694
9	寒川町	92.22	逗子市	5.39	逗子市	20,093
10	真鶴町	92.17	海老名市	5.37	海老名市	18,629
11	二宮町	92.15	綾瀬市	5.19	横浜市	18,222
12	鎌倉市	92.10	横浜市	5.11	綾瀬市	17,528
13	秦野市	90.24	秦野市	4.65	秦野市	16,162
14	葉山町	90.24	三浦市	4.25	三浦市	15,413
15	伊勢原市	90.04	茅ヶ崎市	4.18	伊勢原市	15,011
16	茅ヶ崎市	89.93	伊勢原市	3.98	茅ヶ崎市	14,429
17	横須賀市	89.76	平塚市	3.78	平塚市	13,236
18	愛川町	89.43	藤沢市	2.90	箱根町	11,323
19	三浦市	89.42	鎌倉市	2.86	寒川町	10,373
20	綾瀬市	89.22	箱根町	2.82	藤沢市	10,323
21	海老名市	88.92	寒川町	2.75	鎌倉市	10,121
22	横浜市	88.87	小田原市	2.44	中井町	9,337
23	平塚市	88.80	松田町	2.44	小田原市	9,142
24	藤沢市	88.70	中井町	2.43	松田町	8,413
25	川崎市	88.29	南足柄市	1.68	南足柄市	6,446
26	湯河原町	88.26	横須賀市	1.62	横須賀市	6,083
27	厚木市	87.55	大井町	1.35	大井町	4,951
28	南足柄市	86.60	山北町	0.99	山北町	3,946
29	箱根町	86.46	葉山町	0.91	葉山町	3,193
30	大和市	86.42	二宮町	0.08	二宮町	299
31	相模原市	86.23	真鶴町	0.00	真鶴町	0
32	座間市	85.99	湯河原町	0.00	湯河原町	0
33	小田原市	85.31	清川村	0.00	清川村	0
	市町村平均	90.15	市町村平均	3.78	市町村平均	13,720

(参照 H22寒川町順位)

12位

20位

20位

国民健康保険料率算定（案）について

基礎数値

被保険者数・世帯数・基準総所得・資産税

			今回の 本算定	平成24年度 本算定時	増減
医療給付費分	被保険者数	一般	13,598人	13,559人	39人増
		退職	1,058人	1,097人	39人減
		全体	14,656人	14,656人	0
後期高齢者支援金分	世帯数	一般	7,630世帯	7,518世帯	112世帯増
		退職	458世帯	479世帯	21世帯減
		全体	8,088世帯	7,997世帯	91世帯増
介護納付金分	被保険者数	一般	3,999人	4,106人	107人減
		退職	982人	1,027人	45人減
		全体	4,981人	5,133人	152人減
	世帯数	一般	3,297世帯	3,351世帯	54世帯減
		退職	638世帯	657世帯	19世帯減
		全体	3,935世帯	4,008世帯	73世帯減
基準総所得			10,798,192,819円	10,890,571,134円	-0.85%
資産税			667,025,265円	543,226,165円	22.79%

賦課総額

医療給付費分	①: 予算額(一般分)	812,974,000円
	②: 基盤安定軽減分	69,414,000円
	③: 【①+②】	882,388,000円
	④: 予定収納率	92.5%
	⑤: 賦課総額(③÷④)	953,932,973円
後期高齢者支援金分	①: 予算額(一般分)	381,835,000円
	②: 基盤安定軽減分	23,659,000円
	③: 【①+②】	405,494,000円
	④: 予定収納率	92.5%
	⑤: 賦課総額(③÷④)	438,371,892円
介護納付金分	①: 予算額	169,897,000円
	②: 基盤安定軽減分	7,808,000円
	③: 【①+②】	177,705,000円
	④: 予定収納率	92.5%
	⑤: 賦課総額(③÷④)	192,113,514円

●(参考)平成24年度賦課総額(調整後:収納率92.5%にて算出)

医療分	1,045,350,270円
支援金分	351,588,108円

料率(案)・前年度との比較

医療分

①: 予算額(一般分)	812,974,000円
②: 基盤安定軽減分	69,414,000円
③:【①+②】	882,388,000円
④: 予定収納率	92.5%
⑤: 賦課総額(③÷④)	953,932,973円

料率(案)	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額	1人当たり 保険料	1世帯当たり の保険料
		5.65%	16.60%	19,600円	15,700円	65,978円

24年度との比較

24年度本算定	6.30%	19.20%	21,600円	17,200円	72,778円	131,258円
比較増減	0.65%減	2.60%減	2,000円減	1,500円減	6,800円減	13,674円減

後期高齢者支援金分

①: 予算額(一般分)	381,835,000円
②: 基盤安定軽減分	23,659,000円
③:【①+②】	405,494,000円
④: 予定収納率	92.5%
⑤: 賦課総額(③÷④)	438,371,892円

料率(案)	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額	1人当たり 保険料	1世帯当たり の保険料
		3.00%	9.20%	9,100円	7,200円	30,365円

24年度との比較

24年度本算定	2.20%	7.20%	7,400円	5,800円	24,524円	44,230円
比較増減	0.80%増	2.00%増	1,700円増	1,400円増	5,841円増	9,885円増

料率(案)・前年度との比較

介護分

①: 予算額(一般分)	169,897,000円
②: 基盤安定軽減分	7,808,000円
③: 【①+②】	177,705,000円
④: 予定収納率	92.5%
⑤: 賦課総額(③÷④)	192,113,514円

料率(案)	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額	1人当たり 保険料	1世帯当たり の保険料
		2.95%	9.60%	10,800円	5,800円	36,442円

24年度との比較

24年度本算定	1.80%	5.60%	7,600円	4,000円	25,877円	33,140円
比較増減	1.15%増	4.00%増	3,200円増	1,800円増	10,565円増	12,989円増

年 度 別 比 較

医療分

年 度	被保険者数 (人)	世帯数 (世帯)	保険料調定 見込額(円) (一般+退職)	1 人 当 り		1 世 帯 当 り	
				保険料 (円)	前年比 (%)	保険料 (円)	前年比 (%)
25年度	14,656	8,088	976,370,919	66,619	90.42	120,718	89.40
24年度	14,656	7,997	1,079,819,217	73,678	99.73	135,028	99.08
23年度	14,680	7,958	1,084,523,608	73,878	98.68	136,281	97.16
22年度	14,809	7,905	1,108,748,702	74,870	96.01	140,259	95.20
21年度	15,012	7,946	1,170,653,210	77,981	107.54	147,326	107.51
20年度	14,839	7,852	1,075,992,612	72,511	79.53	137,034	78.01

後期高齢者支援金分

年 度	被保険者数 (人)	世帯数 (世帯)	保険料調定 見込額(円) (一般+退職)	1 人 当 り		1 世 帯 当 り	
				保険料 (円)	前年比 (%)	保険料 (円)	前年比 (%)
25年度	14,656	8,088	451,117,562	30,780	123.83	55,776	122.43
24年度	14,656	7,997	364,311,138	24,857	104.53	45,556	103.86
23年度	14,680	7,958	349,069,062	23,779	101.57	43,864	100.01
22年度	14,809	7,905	346,714,816	23,412	87.79	43,860	87.05
21年度	15,012	7,946	400,337,854	26,668	108.63	50,382	108.60
20年度	14,839	7,852	364,275,803	24,549	—	46,393	—

年 度 別 比 較

医療分+後期高齢者支援金分

年 度	被保険者数 (人)	世帯数 (世帯)	保険料調定 見込額(円) (一般+退職)	1 人 当 り		1 世 帯 当 り	
				保険料 (円)	前年比 (%)	保険料 (円)	前年比 (%)
25年度	14,656	8,088	1,427,488,481	97,399	98.85	176,494	97.74
24年度	14,656	7,997	1,444,130,355	98,535	100.90	180,584	100.24
23年度	14,680	7,958	1,433,592,670	97,657	99.36	180,145	97.84
22年度	14,809	7,905	1,455,463,518	98,282	93.92	184,119	93.13
21年度	15,012	7,946	1,570,991,064	104,649	107.82	197,708	107.79
20年度	14,839	7,852	1,440,268,415	97,060	106.46	183,427	104.42

年 度 別 比 較

介護分

年 度	被保険者数 (人)	世帯数 (世帯)	保険料調定 見込額(円) (一般+退職)	1 人 当 り		1 世 帯 当 り	
				保険料 (円)	前年比 (%)	保険料 (円)	前年比 (%)
25年度	4,981	3,935	181,518,616	36,442	140.83	46,129	139.19
24年度	5,133	4,008	132,825,791	25,877	105.13	33,140	104.33
23年度	5,176	4,011	127,404,984	24,615	95.62	31,764	95.22
22年度	5,045	3,893	129,869,784	25,742	121.33	33,360	121.20
21年度	5,149	3,969	109,242,122	21,216	85.26	27,524	84.24
20年度	5,186	3,950	129,053,466	24,885	90.33	32,672	89.59

料率の決め方の基本的な仕組み(医療分一般分)

資料 3-1

医療費など支払わなければならない金額 4,117,558,000円	-	国や県の負担金、基盤安定(支援分)など、保険料以外で入ってくる金額 3,235,170,000円	=	保険料として必要な金額 882,388,000円
--------------------------------------	---	---	---	-----------------------------

保険料としての必要な金額 882,388,000円	÷	収納率の見込み 92.5%	=	賦課総額 953,932,973円
------------------------------	---	------------------	---	----------------------

賦課総額 953,932,973円	}	× 所得割の案分率 52/100	≡	所得割の総額 491,847,840円
		× 資産割の案分率 8/100	≡	資産割の総額 80,511,943円
		× 均等割の案分率 28/100	≡	均等割の総額 266,624,265円
		× 平等割の案分率 12/100	≡	平等割の総額 114,948,923円

所得割の総額 + 限度超過額 68,948,008円 560,795,848円	÷	加入者の所得総額 9,919,992,896円	≡	所得割の料率 5.65%
資産割の総額 + 限度超過額 11,295,201円 91,807,144円	÷	加入者の固定資産税総額 553,125,865円	≡	資産割の料率 16.60%
均等割の総額 266,624,265円	÷	被保険者数 13,598人	≡	均等割の金額 19,600円
平等割の総額 114,948,923円	÷	加入世帯数 7,630世帯	≡	平等割の金額 15,700円

料率の決め方の基本的な仕組み(支援金一般分)

資料 3-2

後期高齢者支援金 766,369,000円	-	国や県の負担金、基盤安定(支援分)など、保険料以外で入ってくる金額 360,875,000円	=	保険料として必要な金額 405,494,000円
--------------------------	---	---	---	-----------------------------

保険料としての必要な金額 405,494,000円	÷	収納率の見込み 92.5%	=	賦課総額 438,371,892円
------------------------------	---	------------------	---	----------------------

賦課総額 438,371,892円	{	× 所得割の案分率 52/100	≡	所得割の総額 223,920,362円
		× 資産割の案分率 8/100	≡	資産割の総額 38,269,866円
		× 均等割の案分率 28/100	≡	均等割の総額 123,577,036円
		× 平等割の案分率 12/100	≡	平等割の総額 52,604,627円

所得割の総額 + 限度超過額 73,427,075円 297,347,437円	÷	加入者の所得総額 9,919,992,896円	≡	所得割の料率 3.00%
資産割の総額 + 限度超過額 12,555,540円 50,825,406円	÷	加入者の固定資産税総額 553,125,865円	≡	資産割の料率 9.20%
均等割の総額 123,577,036円	÷	被保険者数 13,598人	≡	均等割の金額 9,100円
平等割の総額 52,604,627円	÷	加入世帯数 7,630世帯	≡	平等割の金額 7,200円

料率の決め方の基本的な仕組み(介護分)

資料 3-3

介護納付金 303,931,000円	-	国や県の負担金、基盤 安定(支援分)など、保険 料以外で入ってくる金額 126,226,000円	=	保険料として必要な金額 177,705,000円
-----------------------	---	---	---	-----------------------------

保険料としての必要な金額 177,705,000円	÷	収納率の見込み 92.5%	=	賦課総額 192,113,514円
------------------------------	---	------------------	---	----------------------

賦課総額 192,113,514円	}	× 所得割の案分率 52/100	≡	所得割の総額 99,457,166円
		× 資産割の案分率 8/100	≡	資産割の総額 16,060,689円
		× 均等割の案分率 28/100	≡	均等割の総額 53,772,572円
		× 平等割の案分率 12/100	≡	平等割の総額 22,823,085円

所得割の総額 + 限度超過額 42,378,111円 141,835,277円	÷	加入者の所得総額 4,808,056,409円	≡	所得割の料率 2.95%
資産割の総額 + 限度超過額 6,852,418円 22,913,107円	÷	加入者の固定資産税総額 238,903,554円	≡	資産割の料率 9.60%
均等割の総額 53,772,572円	÷	被保険者数 4,981人	≡	均等割の金額 10,800円
平等割の総額 22,823,085円	÷	加入世帯数 3,935世帯	≡	平等割の金額 5,800円

医療分

医療費	療養の給付(一般被保険者分) 療養費(一般被保険者分) 高額療養費(一般被保険者分) 高額介護合算療養費 審査支払手数料 出産育児一時金 葬祭費 移送費(一般被保険者分)	3,506,812,000円
保健事業	特定健診 保健指導 保健衛生普及事業費	44,879,000円
その他の経費		565,867,000円
歳出計		4,117,558,000円

国・県負担金 交付金等		2,845,306,000円
一般会計繰入金	出産育児一時金 財政安定化 その他	23,800,000円 17,412,000円 130,000,000円 ----- 計 171,212,000円
基金繰入金		45,000,000円
滞繰分保険料		50,700,000円
その他の収入		122,952,000円
歳入計		3,235,170,000円

支援金分

後期高齢者 支援金		766,369,000円
歳出計		766,369,000円

国・県負担金 交付金等		344,575,000円
滞繰分保険料		16,300,000円
歳入計		360,875,000円

介護分

介護納付金		303,931,000円
歳出計		303,931,000円

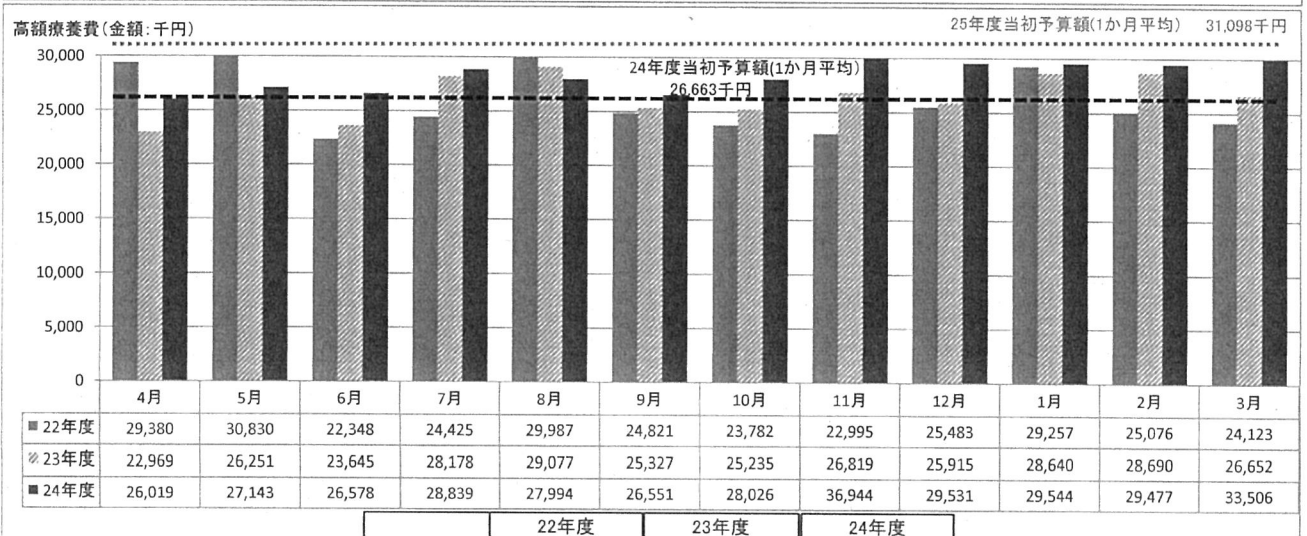
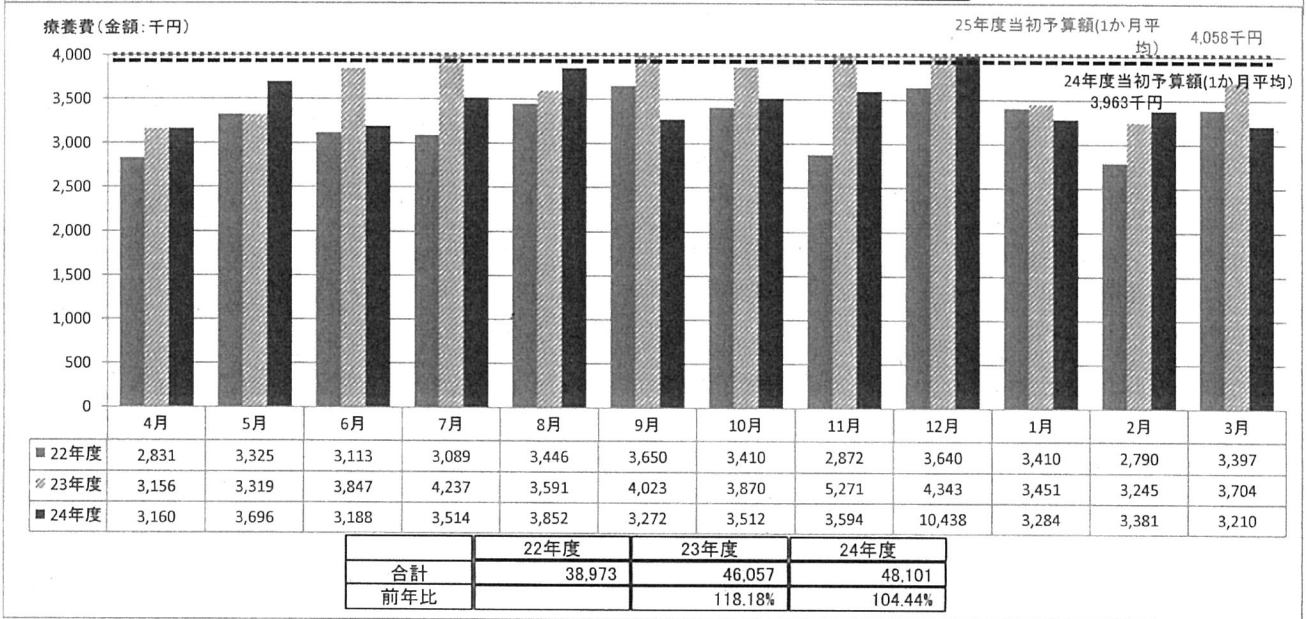
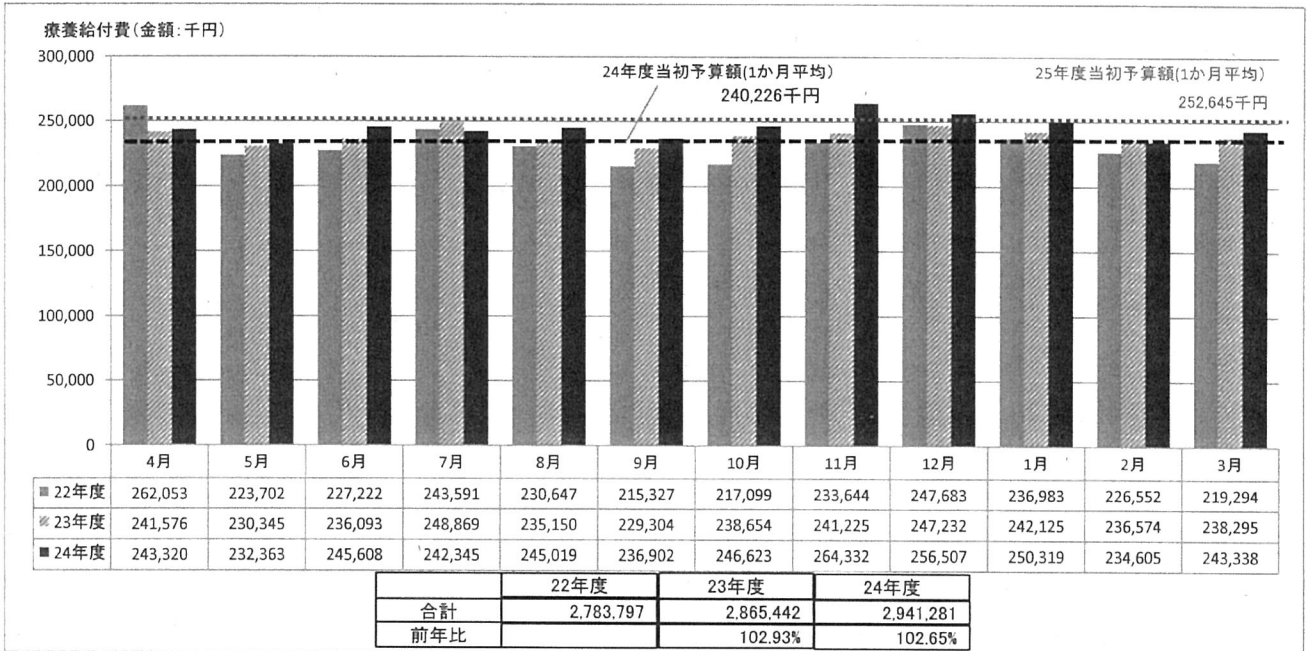
国・県負担金 交付金等		118,926,000円
滞繰分保険料		7,300,000円
歳入計		126,226,000円

医療費の動向（一般被保険者分）

資料 3-5

----- 24年度 当初予算額(1か月平均)

..... 25年度 当初予算額(1か月平均)



○寒川町国民健康保険条例

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第 16 条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) **所得割** 基礎賦課総額の 100 分の 52 に相当する額を基礎控除後の総所得金額等(政令第 29 条の 7 第 2 項第 4 号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭和 33 年厚生省令第 53 号。以下「省令」という。)第 32 条の 9 に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

[国民健康保険法施行規則(昭和 33 年厚生省令第 53 号。以下「省令」という。)第 32 条の 9]

- (2) **資産割** 基礎賦課総額の 100 分の 8 に相当する額を前条に規定する土地及び家屋に係る固定資産税額(政令第 29 条の 7 第 2 項第 7 号ただし書に規定する場合にあつては、省令第 32 条の 9 に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

[省令第 32 条の 9]

- (3) **被保険者均等割** 基礎賦課総額の 100 分の 28 に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の数で除して得た額

- (4) **世帯別平等割** アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算出した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の 100 分の 12 に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者(法第 6 条第 8 号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下「特定月」という。)以後 5 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に 2 分の 1 を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の数に 4 分の 1 を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

[法第 6 条第 8 号]

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に 2 分の 1 を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に 4 分の 3 を乗じて得た額

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第 16 条の 6 の 6 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) **所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の 100 分の 52 に相当する額**を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(政令第 29 条の 7 第 3 項第 4 号ただし書きに規定する場合にあつては、省令第 32 条の 9 に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数
[省令第 32 条の 9]
 - (2) **資産割 後期高齢者支援金等賦課総額の 100 分の 8 に相当する額**を一般被保険者に係る固定資産税額(政令第 29 条の 7 第 3 項第 6 号ただし書きに規定する場合にあつては、省令第 32 条の 9 に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数
[省令第 32 条の 9]
 - (3) **被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の 100 分の 28 に相当する額**を当該年度の初日における一般被保険者の数で除して得た額
 - (4) **世帯別平等割** アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額
ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 **後期高齢者支援金等賦課総額の 100 分の 12 に相当する額**を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に 2 分の 1 を乗じて得た数と特定継続世帯の数に 4 分の 1 を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額
イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に 2 分の 1 を乗じて得た額
ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に 4 分の 3 を乗じて得た額
- 第 16 条の 11 **介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。**
- (1) **所得割 介護納付金賦課総額の 100 分の 52 に相当する額**を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(政令第 29 条の 7 第 4 項第 4 号ただし書に規定する場合にあつては、省令第 32 条の 10 に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数
[省令第 32 条の 10]
 - (2) **資産割 介護納付金賦課総額の 100 分の 8 に相当する額**を介護納付金賦課被保険者に係る土地及び家屋に係る固定資産税額(政令第 29 条の 7 第 4 項第 6 号ただし書に規定する場合にあつては、省令第 32 条の 10 に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数
[省令第 32 条の 10]
 - (3) **被保険者均等割 介護納付金賦課総額の 100 分の 28 に相当する額**を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の数で除して得た額
 - (4) **世帯別平等割 介護納付金賦課総額の 100 分の 12 に相当する額**を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数で除して得た額

「かながわ保健指導モデル事業」の実施について

「かながわ保健指導モデル事業」の実施について(案)

1 目的

平成25年3月に策定した「かながわ健康プラン21(第2次)」では、「いのちが輝き、誰もが元気で長生きできる神奈川」を実現するため、健康寿命の延伸を目標とし「主な生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」を具体的な取組みとして掲げている。

このモデル事業では、医療保険者が行う特定健診・特定保健指導に着目し、生活習慣病の重症化・合併症予防に重点を置いた、対象者の生活改善につながる保健指導モデルの構築を行うとともに、健康関連産業など民間企業の支援も取り入れながら効果的な保健指導を実施し、個人の健診データの改善や医療費削減を目指す。

2 モデル事業の概要

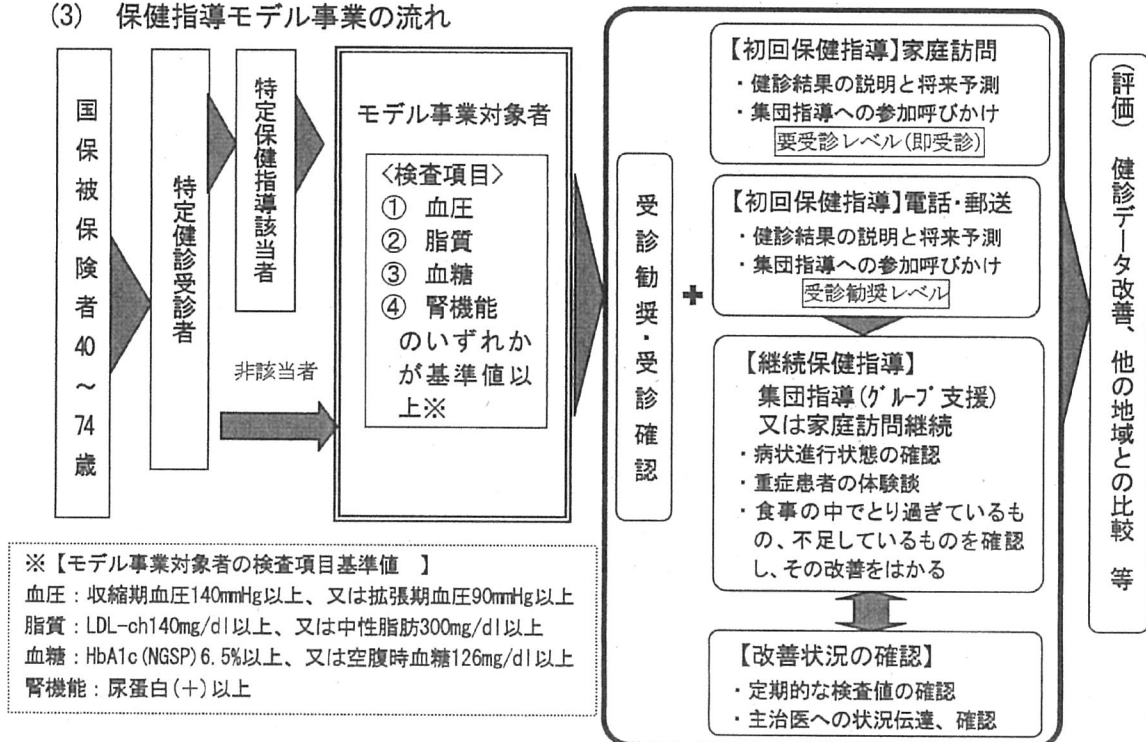
(1) 事業内容

- 実施主体：市町村
- 対象：国民健康保険加入者のうち、特定健診のデータ等から糖尿病などの生活習慣病重症化の恐れがあるハイリスク者
- 内容：受診勧奨とともに生活改善等を促し、重症化予防につながる、効果的な保健指導の方法を実施し、その成果を検証する。

(2) モデル事業実施地域

市町名	人口(人)	H23特定健診対象者(国保)(人)
海老名市	127,707	23,236
寒川町	47,672	9,240
大磯町	33,032	6,919

(3) 保健指導モデル事業の流れ



※【モデル事業対象者の検査項目基準値】
 血圧：収縮期血圧140mmHg以上、又は拡張期血圧90mmHg以上
 脂質：LDL-cholesterol 140mg/dl以上、又は中性脂肪300mg/dl以上
 血糖：HbA1c(NGSP)6.5%以上、又は空腹時血糖126mg/dl以上
 腎機能：尿蛋白(+)以上

(4) 事業実施期間 平成25年度～27年度(3年間)

(5) 事業展開

① 保健指導にかかる事前準備

ア モデル事業担当保健師等への研修

- ・ 医療費の分析等による、地域の健康課題の把握方法
- ・ 初回保健指導の方法 など

イ モデル市町の生活習慣病実態の分析

- ・ 健診データとレセプト等による、生活習慣病の状況分析 など

ウ 保健指導対象者の抽出

エ 保健指導実施プログラム作成

② 保健指導の実施

ア 初回保健指導(抽出した保健指導対象者への家庭訪問・電話・郵送)

- ・ 受診勧奨、受診確認
- ・ 健診結果の説明と過去から現状の確認・将来予測による動機づけ
- ・ 集団指導(グループ支援)への参加呼びかけ

イ 継続保健指導(集団指導(グループ支援)、又は家庭訪問の継続)

- ・ 受診勧奨、受診確認
 - ・ 日ごろの生活習慣(食生活など)の確認
 - ・ 生活習慣(食生活)における改善が必要な点・原因の確認
 - ・ 参加者間の生活改善等の情報交換、重症患者の体験談 など
- ※ 対象者の背景、特徴を踏まえた行動変容の取組みを実施

③ 定期的な改善状態の確認(血液検査等による確認)

- ・ 取組みの効果の確認と、本人の意欲向上につなげるため、定期的に血液検査等を行い、数値の改善を確認する。

④ 健康関連産業など民間企業と連携した保健指導の検討

- ・ 健康情報の配信サービスや健康関連アプリ、体重計・歩数計などの健康機器の使用などの効果的な保健指導のための活用を検討。

3 評価

- モデル事業参加者の参加前後の健診データ等の比較
- 集団指導(グループ支援)と家庭訪問参加者全体の健診データの改善率、対象者の中のモデル事業参加者と非参加者の健診データの比較
- モデル事業実施地域と対照地域の比較 など

4 モデル事業の推進体制

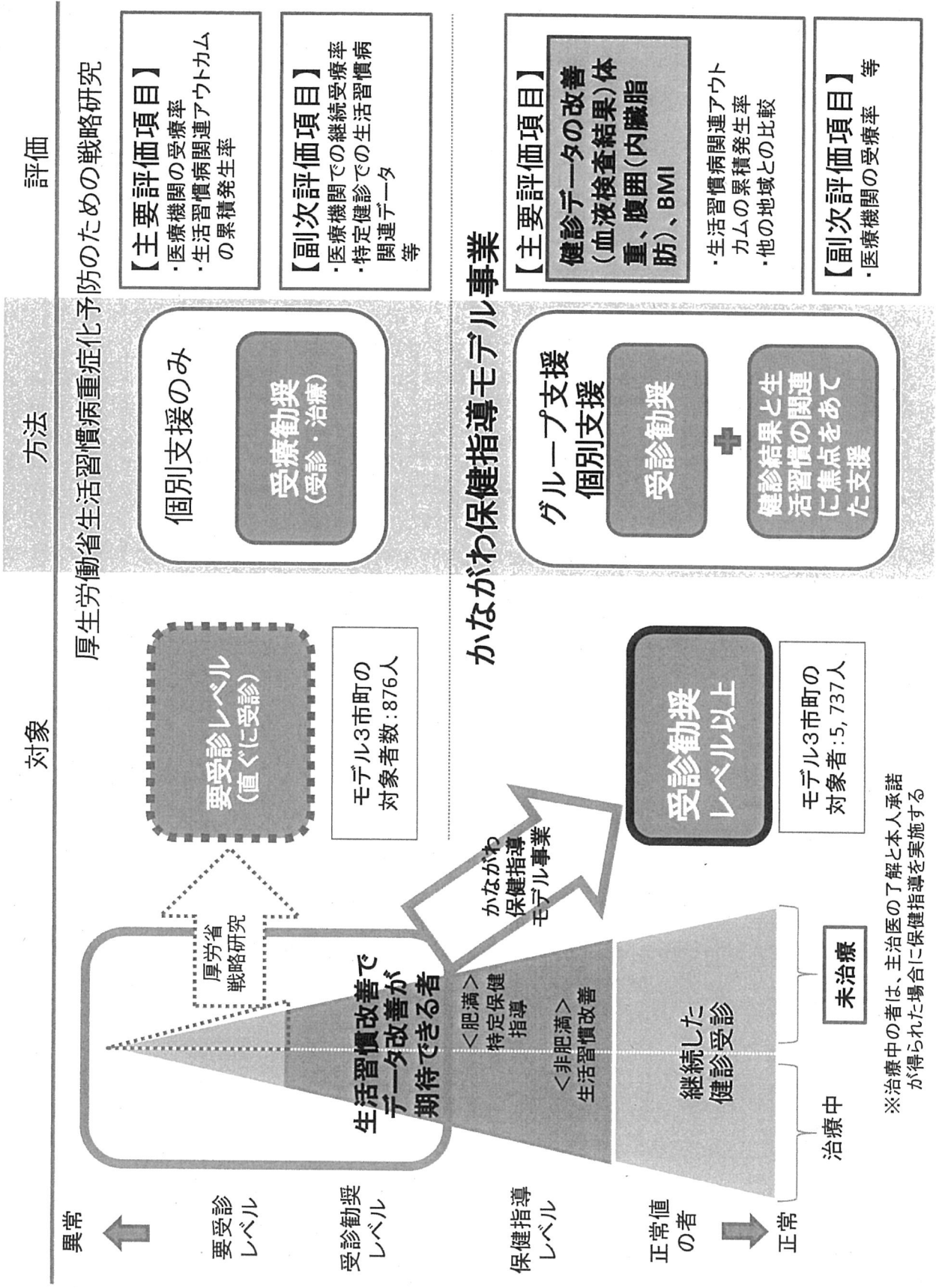
(1) 事業の実施主体

国民健康保険の保険者であるモデル市町と、神奈川県(健康増進課、保健福祉事務所)との協働により実施する。また神奈川県国民健康保険団体連合会の協力により、健診・医療費データの分析や対象者の抽出などを実施する。

(2) かながわ保健指導モデル事業委員会(仮称)の設置

公衆衛生、保健指導などの有識者、医療保険者、医療関係団体、自治体代表などから構成する委員会を設置し、モデル事業の実施手法や取組み効果等について検証、助言をいただく。

かながわ保健指導モデル事業と厚生労働省戦略研究の比較



※治療中の者は、主治医の了解と本人承諾が得られた場合に保健指導を実施する